

鳥海のご利用にあたって

秋田ふるさと村休憩施設であるお休み処鳥海（350㎡）は、テーマパークの中の一部になっているため、運営等に関して、他の催事場とは異なる部分があります。

内容をご理解のうえ、お申し込み願います。

■ご利用申し込み

- ・ 原則として実施当日の6ヵ月前から1ヵ月前までを申し込み受け付け期間とします。（午前9時～午後5時まで）
1ヵ月前以降の申し込みについても、状況等によっては受け付けできる場合もありますのでご相談ください。
- ・ 会場使用申込書の提出によって正式申し込みとします。口頭での申し込みではなく、必ず提出していただきます。申込書をもって社内で審査させていただきますので、分かりやすく、かつ詳しく内容を記載願います。
- ・ 審査結果は、担当者から連絡を差し上げますが、2週間ほどかかる場合がございますのでご了承ください。審査を通過した場合には、会場利用許可証を発行いたします。記載内容をご確認、ご理解ください。
- ・ 秋田ふるさと村の都合、また行事の内容によりご利用できない場合もございますのでご了承ください。

〈取り消し・変更〉

- ・ 使用者の事情等により利用を取り消す場合は、次の解約料が発生します。
 - ①実施日の1ヶ月前以内 = 50%
 - ②実施日の2週間前以内 = 75%
 - ③実施日の3日前以内 = 100%

■鳥海会場使用料（税込）

対価を得ない場合（非営利目的の場合）

	1時間
平日・土・日	
祝日共	8,750円

対価を得る場合（営利目的の場合）

	1時間
平日・土・日	
祝日共	17,500円

※原則として、搬入出も含め、秋田ふるさと村の営業時間内とさせていただきます。

なお、9:00～17:00以外のご利用が発生した場合、発生する経費(人件費・光熱費等)を勘案し、1時間につき@3,300円（税込）を別途ご請求いたします。

◎「営利目的」には、次のような場合が該当します。

- (1)使用者が入場料等を徴収するとき。
- (2)展示品に値札を貼り、不特定多数に販売する催事が主たる目的の場合。
- (3)主たる目的が「商売」と判断される場合。

※この取り扱いに疑義が生じ、判断が困難な場合は、その都度協議いたします。

◎その他の事項

- (1)貸館に伴って行われる催事等については、秋田ふるさと村催事出店要領に従い、「催事出店申込書」により別途お申し込みください。

(2)利用許可後であっても、秋田県ふるさと村条例第14条の定めに基づき、その利用の制限や停止をしたり、取り消す場合がございます。